

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

令和6年1月改訂

学校保健安全法施行規則(第18条、19条)

分類	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘 そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ 病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・ 重症急性呼吸器症候群(SARS)・ 特定鳥インフルエンザ(H5N1)・新型 インフルエンザ等感染症・指定感染症及 び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 〔特定鳥インフルエンザ及び新型インフ ルエンザ等感染症を除く〕	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで *発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの 着用を推奨
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が 終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結 膜炎・急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症(★注) (溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染 性胃腸炎、RSウイルス感染症、EBウイルス 感染症、ヘルパンギーナ、手足口病など)	★注) 第三種のその他の感染症について <u>校内で流行が見られない場合は、基本的に欠席扱いとなります。</u> 地域や学校の流行状況など条件によっては、出席停止の措置をとる場合 があります。